公開 パブコメ アンケート

意見募集

住工共存地区内における建築物の制限に関する条例（案）へのパブリック・コメント（意見提出手続）の実施

準工業地域が指定されている東恋ヶ窪エリア（一丁目～五丁目の各一部）（下図参照）で住工共存の良好な市街地環境の形成等を図るため、都市計画法に基づく特別用途地区（＊）である住工共存地区を定めたことに伴い、建築物の制限に関する条例案を作成しました。この案に関して、広く市民の皆さんの意見を伺うため、パブリック・コメント（意見提出手続）を実施します。

（＊）用途地域内の一定の地区で、当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、特定の建築物の用途等を制限または緩和することで当該用途地域を補完する地区

対次の①～⑤のいずれかに該当する方や団体
①市内在住②市内在勤または在学③市内で事業活動や公益的な活動をしている④本市に納税義務がある⑤当該案件に利害関係がある

公表・募集期間
6月15日（月）～7月14日（火）

公表場所まちづくり計画課（市役所第2庁舎）、オープナー（同附属棟）、cocobunji市民サービスコーナー（cocobunji WEST5階）、国立駅前市民サービスコーナー（国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ内）、各公民館・地域センター、恋ケ窪・光図書館、本多図書館駅前分館、福祉センター、市HP
※閉庁日・閉館日にご注意ください。

提出方法意見に件名・住所・氏名（団体の場合は名称・代表者名・事務所等の所在地）、対象の①～⑤のうち該当する番号を明記し、郵送（必着）・FAX(042)324-0160・✉machikeikaku@city.kokubunji.tokyo.jpまたは直接〒185-8501まちづくり計画課へ※市外在住の方は、市内の勤務先・通学先、事業・公益的な活動内容などを併記してください

注いただいた意見は検討し、その概要とそれに対する市の考え方を後日公表します。直接回答は行いません

条例（案）の概要
○制限される建築物（下記参照）でも、住環境を害するおそれがない、または公益上やむを得ないと市長が認めた場合は、建築等が可能
○条例施行時にすでにある建築物は適用除外。また、一定の条件（床面積が基準時の1.2倍など）ならば増築可
○過半が住工共存地区に属するときは敷地のすべてに適用
○違反した建築主・所有者・管理者・占有者等は50万円以下の罰金

住工共存地区内の建築物の制限（概要）

種類	制限される建築物（概要）
第一種住工共存地区	住環境への影響が大きい工場や大規模な店舗・事務所、遊戯施設等
第二種住工共存地区	住環境への影響が大きい工場や遊戯施設等
第三種住工共存地区	住環境に影響を与える遊戯施設等

※上記内容は、3月13日に「国分寺都市計画特別用途地区住工共存地区」として決定済み

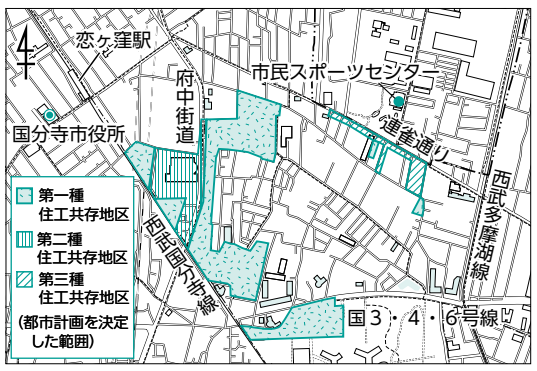

→まちづくり計画課（内455）

公開しています

●教育委員会定例会
日6月25日㈭午前9時30分～
場ひかりプラザ
→教育総務課☎042・574・4040

●緑化推進協議会
日6月30日㈫午前9時30分～11時30分場市役所第1庁舎3階第一～三委員会室内緑の保護と推進に関して
→緑と建築課（内354）

●選挙管理委員会定例会
日7月7日㈫午前9時30分～
場市役所プレハブ会議室第1
→選挙管理委員会事務局（内367）

まちづくり活動に関する助成金申請を受け付け

市民等が主体的に行うまちづくり活動に対して、助成します。

対まちづくり協議会(*1)、法令などに基づく市街地開発事業等(*2)を行おうとする団体・個人
(*1)市まちづくり条例第13条に基づき認定を受けた協議会
(*2)敷地の共同化などによる組合再開発事業（都市再開発法）・住民主体による地区計画の案の策定（都市計画法）・建築協定作り（建築基準法）など

助成対象経費広報活動、調査研究、団体活動に要する経費**金額**1事業につき1年度20万円まで**事前相談**6月16日㈫～7月8日㈬に必要書類を記入のうえ、直接まちづくり推進課（市役所第2庁舎）へ**必要書類**助成金交付申請書・対象事業計画書・収支予算書・定款など**申請書配布**まちづくり推進課、各公民館・地域センター、国分寺市案内所（cocobunji WEST 1階）、cocobunjiプラザ（同5階）、国立駅前市民サービスコーナー（国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ内）で※市HPからダウンロード可。閉庁日・閉館日にご注意ください**審査方法**書類審査※まちづくり協議会以外が申請の時はプレゼンテーション審査も**注**継続して3回まで申請可／年度終了後、実績報告書などを提出
→まちづくり推進課（内456）

7月・8月は政治家の寄附禁止強化期間

有権者は求めない政治家は贈らない

政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、時期や理由を問わず法律で禁止されています。また、有権者が政治家に対し寄附を求めることも禁止されています。寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

違反となる寄附の例
お中元・お歳暮／お祭りへの寄附・差し入れ／結婚祝い・香典(*)／葬儀の供花／入学祝い・卒業祝い／病気見舞い／落成式・開店のお祝い／町会の集会や旅行などの催し物への寸志／飲食物の差し入れ
(*)政治家本人が自ら結婚披露宴・葬式などに出席するときは、罰則が適用されない場合があります
→選挙管理委員会事務局（内368）

関係図書の縦覧

都市計画公園さつき公園（内藤さつき公園）の事業計画

5月12日付けで、都がさつき公園の事業計画を認可し、告示しました。関係図書の縦覧を行っています。

縦覧場所緑と建築課（市役所第2庁舎）
→緑と建築課（内354）

内藤さつき公園整備に関する市民懇談会

内藤さつき公園の拡張・整備の計画に関して、皆さんの意見を伺います。

日①6月26日㈮午後7時～8時②27日㈯③28日㈰午前10時～11時※同内容**場**①市役所第1庁舎3階第一～三委員会室②③内藤地域センター**定**①35人②③各10人**申**6月16日㈫～25日㈭に電話で緑と建築課へ※先着順
→緑と建築課（内353）

国分寺駅北口駅前広場の運用に関してのアンケート調査を実施

工事中の国分寺駅北口駅前広場に、市民交流の場として使用できるイベント広場・オープンスペースを設置し、条例を制定して効果的な運用を行うための検討を進めています。運用と条例の制定にあたり、皆さんの意見を伺うためアンケート調査を実施します。

対市内在住・在勤・在学・在活の個人または団体、市に納税義務のある方

配布・募集期間6月15日（月）～30日（火）

配布場所駅周辺整備課（市役所第5庁舎）、各公民館・図書館、本多図書館駅前分館、国分寺市案内所（cocobunji WEST1階）、cocobunjiプラザ（同5階）、アクティ・ココブンジ（cocobunji EAST3階）情報公開センター（国分寺駅北口）

回答方法市HPの専用フォームからまたはアンケート用紙を、FAX(042)323-9060・✉kaito_ekimaehiroba@city.kokubunji.tokyo.jpまたは郵送（必着、切手・記名は不要）で〒185-8501駅周辺整備課へ

注アンケート結果は後日公開。いただいた意見への直接回答は行いません

（仮称）国分寺駅北口駅前広場条例の概要

目的
令和2年12月に完成予定の国分寺駅北口駅前広場に関して、交通基盤の充実や、市の玄関口にふさわしい象徴性を持たせ、市民交流の場や、利用者に対する情報発信の場として、多面的に活用するために必要な運用を定めるため制定。

内容
○駅前広場内のルール・禁止行為
○イベント広場を使用するために必要な手続きなど
○イベント広場やオープンスペースを利用するうえで必要な使用料など
○その他、駅前広場の管理・運用に必要な事項

アンケートの主な内容
○ルール制限事項の設置
○使用料の徴収
○イベント広場での開催が望ましい催し
○駅前広場に期待すること
○その他の意見・要望

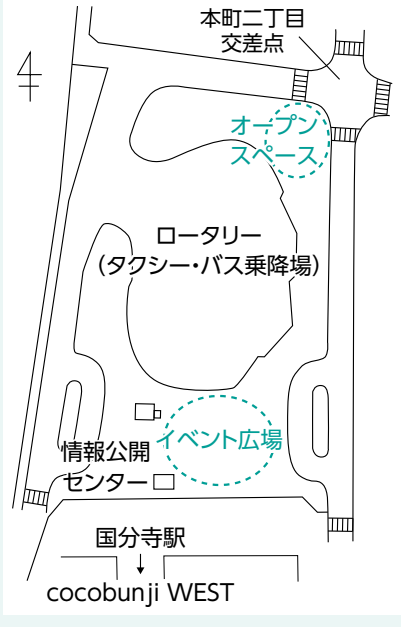

→駅周辺整備課（内264）

凡例 日日時 場場所・会場 対対象 内内容 講講師 定定員 ¥費用 申申込方法 物持ち物 問問い合わせ先 HPホームページ FAXファクス ✉メール 託託児あり 催主催・共催 注注意事項